

実地指導における 主な指摘事項について

2019年10月25日

町田市役所地域福祉部指導監査課

町田市が実施した実地指導の件数

年度	実地指導を実施した 事業数	うち指定共同生活援助 事業所数
2017	28	5
2018	48	8
2019	50(予定数)	5(予定数)

指定共同生活援助事業所での主な文書指摘事項(2018年度実績)

	文書指摘事項	指摘数
①	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備等の措置が不十分。	7
②	サービスの提供の記録に際し、利用者の確認を受けていない。	5
③	他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得てください。	3
④	事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じてください。	3
⑤	帰宅時支援加算を適正に算定してください。	3
	その他(受給者証記載事項を記載してください、日中支援加算を適正に算定してください等)	13
	合計	34

講義内容

- 1 指定障害福祉サービス事業者の一般原則
- 2 主な文書指摘事項 ①～⑤
- 3 実地指導で確認している事項(抜粋) ①人員基準 ②利用者負担額等の受領 ③個別支援計画
④やむを得ず行う身体的拘束等の手続き
- 4 まとめ

根拠法令等

略称	法令等名称
都条例第155号	平成24年東京都条例第155号「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
解釈通知	平成18年12月6日障発第1206001号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」
報酬告示	平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
留意事項通知	平成18年10月31日障発第1031001号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

1 指定障害福祉サービス事業者の一般原則

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第155号)第3条では、事業者が遵守すべき一般原則として、次の3つを定めています。

- 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(個別支援計画)を作成し、これに基づいたサービスを提供すること。
- 利用者又は当該利用者である障害児の保護者の意思及び人格を尊重すること。
- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じること。

2 主な文書指摘事項① 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備等の措置が不十分。

厚生労働省が作成した
「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(資料集P6～13)、
東京都が発出した
「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について(通知)」(資料集P2～5)
を元に、利用者の人権擁護・虐待防止に向けた事業所の取組状況を確認しています。

- (1) 虐待防止責任者を設置していない、周知していない。
- (2) 虐待の相談・通報・届出先を掲示していない。
- (3) 虐待防止のための研修を全従業員に対して実施していない。

(1) 虐待防止責任者を設置していない、周知していない。

(指定障害者支援施設等の一般原則)

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行い...

➡虐待(の疑い)を早期に発見して、迅速かつ適切な対応を図るために、虐待の防止に関する責任者を選定してください。

➡利用者、利用者の家族に対して周知するため、重要事項説明書等に虐待防止責任者について記載をしてください。

【参考様式】資料集P20

(東京都作成 共同生活援助モデル重要事項説明書)

(2) 虐待の相談・通報・届出先を掲示していない。

(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第16条)
障害者福祉施設従業者等による障害者虐待等を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。

(資料集P3) 1(3)相談・通報・届出先掲示物等の周知徹底

➡ 事業所及び利用者の受給者証発行自治体の連絡先を記載した
掲示物を掲示してください。

【参考様式】

障害者虐待相談・通報・届出先掲示物の例(資料集P21上部)
(「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」より)

(3) 虐待防止のための研修を全従業員に対して実施していない。

(指定障害者支援施設等の一般原則)

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、...従業員に対し、研修の実施その他の必要な措置を...

(資料集P3) 2(1)全職種の職員を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修(の実施)

➡人権意識、知識や技術向上のための研修を全従業員に対して実施してください。実施した記録(日時、出席者、研修内容の概要等)も作成してください。

【研修の例】

- ・虐待防止や人権意識を高めるための研修
- ・職員のメンタルヘルスのための研修
- ・障害特性を理解し、適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修

体制の整備、必要な措置の例について

- 虐待防止委員会の設置
 - ➡虐待防止責任者1人だけではない複数名体制の構築
- 虐待防止マニュアルの作成
 - ➡虐待等を発見した職員が、直接、市町村に通報することが記載されていますか？
 - ➡虐待の5つの類型(身体的、性的、心理的、放棄・放置、経済的)が記載されていますか？
 - ➡作成したマニュアルは、全従業員に周知されていますか？
- 虐待防止チェックリストの実施
 - ➡定期的に実施していますか？(資料集P22)
「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」より

主な文書指摘事項② サービスの提供の記録に際し、利用者の確認を受けていない。

都条例第155号第199条(第58条準用)	解釈通知 第十五の3(12)(第四の3(2)準用)
<p>(サービス提供の記録)</p> <p>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、当該指定共同生活援助の提供日、内容、その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>2 指定共同生活援助事業者は、前項の規定による記録に際し、<u>支給決定障害者から</u>指定共同生活援助の提供を受けたことについて<u>確認を受けなければならない。</u></p>	<p>①(略)指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際には、当該指定共同生活援助の<u>提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項についての記録</u>を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えない(略)</p> <p>②(略)サービスの提供に係る適切な手続きを確保する観点から、<u>利用者の確認を得なければならない</u>(略)</p>

【参考様式】

東京都作成 サービス提供の記録(資料集P23)

➡国保連への請求の根拠資料となる「サービス提供実績記録票」(資料集P24)は、提供したサービスの具体的内容を記載できる様式ではないので、サービス提供の記録とは異なります。

➡サービス提供の記録は、サービス提供の日から少なくとも5年間保存しなければいけません(都条例第155号第199条(第75条準用))

そのほか、少なくとも5年間保存しなければならないもの

- 個別支援計画
- (支給決定障害者に関する)市町村への通知に係る記録
- 身体拘束等の記録
- 苦情の内容等の記録
- 事故報告書(事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録)

主な文書指摘事項③ 他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得てください。

<p>都条例第155号第199条(第36条第3項準用)</p>	<p>解釈通知 第十五の3(12)(第三の3(24)準用)</p>
<p>指定共同生活援助事業者は、他の指定共同生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、<u>あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。</u></p>	<p>同条第3項は、従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、<u>この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</u></p>

【参考様式】東京都作成 個人情報使用同意書（資料集P25）

➡個人情報使用同意書に家族代表者欄を設けるなどして、家族からの同意も得るようにしてください。

主な文書指摘事項④ 事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じてください。

指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により**事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。**

都条例第155号第199条(第40条第1項準用)

「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について(東京都通知)」
(資料集P26～30)

➡利用者への支援状況の確認、ヒヤリハット事例の分析と合わせて事故防止マニュアルの作成及び再検討、リスク管理の徹底、職員研修の実施等により、事故防止対策を講じてください。

➡事故発生時の対応をあらかじめ定めて、従業者に周知してください。

➡事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を残し、原因の解明と再発防止の取組を講じてください。

➡報告対象となる事故が発生した場合は、都・市町村に報告してください。

主な文書指摘事項⑤ 帰宅時支援加算を適正に算定してください。

報酬告示 別表第15の4注	留意事項通知 第二の3(8)⑮(第二の3(2)⑭準用)
<p>利用者が共同生活援助計画等に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。</p> <p>外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く)の日数の合計が</p> <ul style="list-style-type: none"> ●3日以上7日未満 187単位 ●7日以上 374単位 	<p>(一)(略)利用者が共同生活援助計画に基づき、家族等の居宅等において外泊した場合であって、(略)当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、当該利用者の1月における外泊の日数(外泊の初日及び最終日を除く。)に応じ、算定する。</p> <p>(二)(略)事業所の従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については、記録すること。(略)</p> <p>(三)～(五)(略)</p>

- ➡個別支援計画に、家族等の居宅等における外泊時の支援についての事項を記載してください。
- ➡帰宅に際して行った支援内容については、記録を残すようにしてください。

個別支援計画への位置付け(記載)が必要な加算

- 夜間支援等体制加算(Ⅰ)
➡夜間支援の内容を記載する必要があります。
- (長期)帰宅時支援加算
- (長期)入院時支援特別加算
- 日中支援加算
- 地域移行生活個別支援特別加算
➡それぞれ、当該支援の内容を記載する必要があります。

どのような支援を行ったかという支援内容についても、記録を残すようにしてください。

3 実地指導で確認している事項(抜粋) ①人員基準

(1)世話人

常勤換算で、利用者の数を6で除して得た数以上配置する。

※世話人の配置が4:1以上、5:1以上の場合は、報酬の所定単位数に反映される。

(2)生活支援員(外部サービス利用型を除く)

常勤換算で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上配置する。

- ① 障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数
- ② 障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数
- ③ 障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数
- ④ 障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3)世話人及び生活支援員については、指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、
一日の活動終了時刻から開始時間までを基本として、夜間及び深夜の時間帯を設定するものとし、
当該夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとする。(解釈通知第十五の1(3)②)

➡夜間支援従事者が夜勤または宿直に従事した時間は、生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間に含めることはできない。

(4)日中支援加算の取扱いについて

日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならないものである。(留意事項通知第二の3(8)⑪)

➡日中支援に従事した勤務時間については、生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間に含めることはできない。

②利用者負担額等の受領

給付費の利用者負担額以外で、利用者から支払いを受けることができる費用

- ①食材料費 ②家賃 ③光熱水費 ④日用品費 ⑤その他の日常生活費
(都条例第155号第197条の5第3項ほか)

⑤その他の日常生活費の具体的な範囲

「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成18年12月6日障発第1206002号当職通知)に、以下のとおり規定されている。

- (1) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの
一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えば、歯ブラシや化粧品等の日用品等)で、利用者の希望を確認した上で提供されるもの。
- (2) 利用者の希望によって、教養娯楽費等として日常生活に必要なもの
障害福祉サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等。

(3) 利用者の希望によって、送迎を提供する場合の費用

送迎加算を算定している場合は、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限る。

➡給付費の利用者負担額や、①～⑤の費用に係るサービスの提供に当たっては、予め利用者に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。(資料集P18)

➡給付費の利用者負担額や、①～⑤の費用の支払いを受けた場合は、必ず領収証を発行してください。

③個別支援計画

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(個別支援計画)を作成し、これに基づいたサービスを提供すること。 (都条例第155号第3条第1項)

(共同生活援助計画の作成等)

指定共同生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定共同生活援助に係る個別支援計画(共同生活援助計画)の作成に関する業務を担当させるものとする。 (都条例第155号第199条(第53条準用))

- 利用者、その家族の生活に対する意向
- 総合的な支援の方針
- 生活全般の質を向上させるための課題
- 指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期
- サービスを提供する上での留意事項

等を記載した書面。

個別支援計画の作成・見直しの手順(都条例第155号第199条(第54条準用))

※個別支援計画の作成に関する業務はサービス管理責任者が担当します。

1 アセスメントの実施(利用者、利用者家族との面接方式)

利用者の有する能力や置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価から利用者の希望する生活及び課題の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、適切な支援内容を検討する。

実施した面接の要点(日時、内容等)の記録を残してください。

2 個別支援計画(原案)の作成

計画(原案)には、「利用者及びその家族の生活に関する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及び達成時期、サービスを提供する上での留意事項、加算に係る支援内容等」を記載する。

3 個別支援計画作成に係る担当者会議の開催

当該利用者のサービスにあたる従業者(担当者)を招集し、個別支援計画(原案)の内容について意見を求める。

- 目標及び達成時期の内容、期間設定は妥当か。
- 個別支援計画への位置づけが必要な加算を算定する場合、加算に関する記述があるか。 等

担当者会議の要点(実施日時、出席者、内容等)が分かるように記録に残しておくこと。

4 個別支援計画の説明・同意・交付

サービスの提供開始前に、個別支援計画の内容を利用者またはその家族に説明し、文書により同意を得る。

同意を得た個別支援計画を利用者に交付し、サービスの提供を開始する。

5 モニタリングの実施

少なくとも6ヶ月に1回、個別支援計画の実施状況の把握及び個別支援計画を見直すべきかどうかについての検討を行う。

モニタリングにあたっては、利用者に面接すること。

利用者との面接の要点(実施日時、内容等)や個別支援計画変更の必要性を検討した結果を記録に残しておくこと。

6 個別支援計画の見直し・必要に応じて変更

モニタリングの結果、個別支援計画を変更する必要があると判断した場合、新たな個別支援計画の作成にあたっては、2から4の手順を繰り返す。

個別支援計画未作成減算について （留意事項通知 第二の1(10)）

次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算する。

- ① サービス管理責任者による指揮のもと、個別支援計画が作成されていないこと。
- ② 個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。

減算の割合

- ① 減算が適用される月から1ヶ月から2ヶ月目
➡ 該当利用者の基本報酬を70%に減算
- ② 減算が適用される月から3ヶ月目以降
➡ 該当利用者の基本報酬を50%に減算

人員欠如減算・サービス管理責任者欠如減算について（留意事項通知 第二の1(8)）

人員要件を満たさない場合、基本報酬の減算に該当します。

人員欠如減算	サービス管理責任者欠如減算
<p>人員基準上必要とされる世話人・生活支援員の員数から</p> <ul style="list-style-type: none"> ●1割を超えて人員が減少した場合 その翌月から人員欠如が解消された月まで減算 ●1割の範囲内で人員が欠如した場合 その翌々月から人員欠如が解消された月まで減算 <p>減算の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①減算適用から1～2ヶ月目 全利用者の基本報酬を70%に減算 ②減算適用から3か月目以降 全利用者の基本報酬を50%に減算 	<p>サービス管理責任者が欠如した月の翌々月から当該状態が解消された月まで減算</p> <p>減算の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①減算適用から1～4ヶ月目 全利用者の基本報酬を70%に減算 ②減算適用から5ヶ月目以降 全利用者の基本報酬を50%に減算

④やむを得ず身体的拘束等を行うときの手続き

指定共同生活援助事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（都条例第155号第199条（第72条準用））

➡緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されている。

やむを得ず身体的拘束等を行う場合の3要件

- 1 切迫性 ……利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- 2 非代替性 ……身体的拘束等を行う以外に代替する方法がない。
- 3 一時性 ……身体的拘束等が一時的である。

手続について(資料集P14～16)

- ① 組織による決定と、個別支援計画への記載をする。
 - 個別支援会議等において検討し、その検討結果を残す。
 - 個別支援計画に、身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載する。
- ② 本人、家族に十分に説明を行い、了解を得る。
- ③ やむを得ず身体的拘束等を行った場合は、必要事項を記録する。
 - 身体的拘束等の様態及び時間
 - 利用者の心身の状況
 - 緊急やむを得ない理由

身体拘束廃止未実施減算(平成30年度報酬改定で創設)

(報酬告示別表第15の1の注8)

身体的拘束等に係る記録をしていない場合、基本報酬から1日につき5単位を減算。

4 まとめ

次の事項を遵守し、今後もより良いサービスの提供をよろしくお願いいたします。

- 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づいたサービスを提供すること。
- 利用者又は当該利用者である障害児の保護者の意思及び人格を尊重すること。
- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じること。
- 記録（支援内容、モニタリング、実施した研修、事故報告書等）を大切にすること。
- 報酬の請求にあたっては、要件を満たすこと。

ご清聴ありがとうございました。